

【目 次】

I. 宣誓をするには	1
1. 宣誓から宣誓証明書受領までの流れ	1
STEP. 1 まずは、お電話又はメールで事前連絡をお願いします	1
STEP. 2 お2人でご来庁いただき、パートナー＆ファミリーシップ宣誓へ 宣誓証明書の交付申請と受領について	2
2. 宣誓をすることができる方	2
STEP. 3 パートナーシップ宣誓をするための要件	2
成年に達していること	2
鹿沼市民であること、又は鹿沼市に転入を予定していること	2
配偶者がいないこと	2
宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと	3
宣誓者同士の関係が近親者でないこと	3
ファミリーシップの宣誓をすることができる方	3
3. 宣誓に必要なもの	4
STEP. 4 パートナー＆ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）	4
世帯の内訳を確認できるもの	4
独身であることを確認できるもの	4
本人確認ができるもの	4
本人確認の具体的な証明の例	5
記載例（様式第1号）	6
II. 宣誓証明書について	7
1. 宣誓証明書の交付を申請するには	7
STEP. 5 パートナー＆ファミリーシップ宣誓証明書交付申請書 （様式第2号）の提出	7

2. 宣誓内容に変更があった場合 (住所変更・宣誓・解消)	7
STEP. 6 パートナー&ファミリーシップ変更・解消届（様式第4号）の提出	7
3. 宣誓証明書の返還 STEP. 7 パートナーシップ等の解消や市外転出の場合は証明書を市に返還	7
パートナー&ファミリーシップ宣誓証明書交付申請書（様式第2号）記載例	8
パートナー&ファミリーシップ宣誓証明書 (様式第3号) 見本	9
パートナー&ファミリーシップ変更・解消届 (様式第4号) 見本	10
III. よくある質問	11
パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか	11
同居していないと宣誓できませんか	11
婚姻をすることができない関係とはどのような場合ですか	11
養子縁組をしていると宣誓できませんか	11
どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか	11
通称を使用することはできますか	12
宣誓証明書はすぐに交付されますか	12
宣誓証明書はどこで利用できますか	12
ほかの人が代理で宣誓することはできますか	13
鹿沼市外に転出するときはどうしたらよいですか	13
関係を解消した場合には、どうしたらよいですか	13
宣誓書は何年間保存されますか	13
パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか	13
パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか	13
法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか	14
なぜ転入予定でも宣誓できるのですか	14
成りすましや偽装等の悪用をされませんか	14
ファミリーシップを組みたい場合はどうしたらよいですか	14

参考

鹿沼市パートナー&ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱…15